

○三浦市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和48年10月 5 日三浦市条例第14号）

○三浦市重度心身障害者医療費の支給に関する条例

昭和48年10月 5 日三浦市条例第14号

改正

昭和50年 3 月28日三浦市条例第 4 号

昭和57年12月25日三浦市条例第19号

平成 6 年 9 月26日三浦市条例第 6 号

平成 7 年 6 月26日三浦市条例第10号

平成10年 3 月27日三浦市条例第 7 号

平成11年 3 月23日三浦市条例第 9 号

平成12年12月27日三浦市条例第36号

平成17年 3 月28日三浦市条例第13号

平成18年 3 月29日三浦市条例第20号

平成19年 3 月29日三浦市条例第15号

平成20年 3 月24日三浦市条例第 1 号

平成20年 3 月25日三浦市条例第11号

平成20年 9 月26日三浦市条例第21号

平成24年 6 月28日三浦市条例第12号

平成26年 3 月24日三浦市条例第 5 号

三浦市重度心身障害者医療費の支給に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、重度心身障害者の重度心身障害者医療費（以下「障害者医療費」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（障害者医療費の支給対象者）

第2条 障害者医療費の支給を受けることのできる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により三浦市若しくは国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者（国民健康保険組合に係る被保険者にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により三浦市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）、住民基本台帳法により三浦市の住民基本台帳に記録されている者のうち規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による被保険者若しくは組合員若しくはこれらの被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により神奈川県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者のうち三浦市後期高齢者医療に関する条例（平成20年三浦市条例第2号）第3条各号に規定する被保険者で、次のいずれかに該当するものとする。

- （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（以下単に「手帳」という。）の交付を受け、かつ、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（以下「規則別表」という。）の1級又は2級の者
 - （2） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において知能指数が35以下と判定された者
 - （3） 手帳の交付を受け、規則別表の3級に該当する障害を有する者で、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定された者
 - （4） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に掲げる障害等級が1級の者
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、住民基本台帳法により三浦市の住民基本台帳に記録されている者のうち国民健康保険法の規定により他の市町村若しくは特別区が行う国民健康保険の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により神奈川県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者で、同項各号のいずれかに該当するものを対象者とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、障害者医療費の支給を受けることができない。

- (1) 法令の規定により全額公費負担である医療に関する給付を受ける者
- (2) 65歳以上である者。ただし、65歳に達する日前から前2項の規定に該当する者で、65歳に達した日以後も引き続き該当しているものを除く。

(障害者医療費の支給)

第3条 市長は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付が行われた場合において、別に定める手続に従い、その者に対し、当該医療に要する費用（前条第1項第4号に該当することにより対象者となる者の入院に係るものを除く。）のうちその者が負担すべき額（厚生労働大臣が定める入院時食事療養費及び入院時生活療養費の算定に係る標準負担額に相当する額並びに付加給付規定に基づき給付される額を除く。）を障害者医療費として支給する。

- 2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。
- 3 対象者が、別に定める手続に従い、医療保険各法、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律により医療を取り扱う病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、市長は障害者医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払いがあったときは、当該医療を受けた者に対し、障害者医療費の支給があったものとみなす。

(損害賠償との調整)

第4条 市長は、対象者が疾病または負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、障害者医療費の全部もしくは一部を支給せず、またはすでに支給した障害者医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の徴収)

第5条 市長は、偽りその他不正の手段により障害者医療費の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部または一部を徴収することができる。

- 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税および地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第6条 障害者医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押えることができない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、昭和48年10月1日以後に療養の給付の事実が発生したものから適用し、同日前のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和50年3月28日三浦市条例第4号）

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行前に行われた療養に係る重度障害者附加金については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年12月25日三浦市条例第19号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（平成6年9月26日三浦市条例第6号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年6月26日三浦市条例第10号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の三浦市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の規定による障害者医療費の支給の対象に該当していない者であって、この条例による改正後の三浦市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の規定により障害者医療費の支給の対象となるものについては、改正後の条例の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成10年3月27日三浦市条例第7号）

- 1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定（「第28条第1項」を「第28条」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の三浦市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の規定は、平成9年9月1日から適用する。
- 3 この条例（附則第1項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の三浦市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条の規定は、この条例施行の日以後に行われた医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月23日三浦市条例第9号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月27日三浦市条例第36号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年3月28日三浦市条例第13号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日三浦市条例第20号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日三浦市条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月24日三浦市条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日三浦市条例第11号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三浦市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の規定は、平成20年4月1日以後に行われた医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月26日三浦市条例第21号）

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三浦市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の規定は、平成20年10月1日以後に行われた医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月28日三浦市条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成26年3月24日三浦市条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の三浦市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成26年10月1日以後に行われた医療に係る医療費の支給について適用する。
（経過措置）

- 3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の三浦市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第2条第1項又は第2項の規定により医療費の支給を受けることのできる者については、新条例第2条第3項第2号の規定は、適用しない。